

平成26年12月定例会 総務委員会（付託）

平成26年12月15日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時05分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①②）

- 議案第32号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第33号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
- 議案第35号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 徳島県公共施設等総合管理計画（案）の概要について（資料③－1 ③－2）
- 平成27年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について（資料④）
- 平成27年度に向けた監察局の施策の基本方針について（資料⑤）
- 平成27年度に向けた出納局の施策の基本方針について（資料⑥）

塩屋政策監補兼経営戦略部長

12月県議会定例会に追加提出いたしました案件につきまして、お手元に御配付の平成26年12月徳島県議会定例会提出議案（追加）の一枚物により御説明いたします。

今回、追加提出いたしました案件は、議案第32号から第40号までの条例9件となっております。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第32号、第36号及び第38号の条例改正につきましては、国家公務員の給与改定が行われたことにかんがみ、本県の一般職の職員、学校職員及び警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき、平成26年度の改定を行うとともに、給与制度の総合的見直しとして、平成27年度の給料表の引下げ及び地域手当の見直しなどの改定を行うものであります。

第33号の条例改正につきましては、特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことにかんがみ、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、引き続き県内の景気動向を見極めるため、平成27年4月から平成28年3月までの間の知事等の給料月額を減額するものであります。

第34号の条例改正につきましては、職員の給与に関する条例等の一部が改正され、再任用職員に単身赴任手当が支給されることにかんがみ、所要の改正を行うものであります。

第35号の条例改正につきましては、国家公務員退職手当法の一部が改正され、退職手当の調整額が改定されたことなどにかんがみ、本県の退職手当制度においても同様の措置を講じるものであります。

第37号の条例改正につきましては、本県における教員給与についての人事委員会の意見があったことにかんがみ、他の都道府県との均衡等を考慮し、特殊業務手当の額を改めるものであります。

第39号及び第40号の条例改正につきましては、職員の給与に関する条例等の一部が改正されることにかんがみ、企業局職員並びに医師及び歯科医師以外の病院局職員の給与について、地域手当の創設などを行うものであります。

追加提出案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その3）により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、条例案4件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

「1 その他の議案等」といたしまして、条例案4件を1ページから5ページまで記載しておりますが、内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際、2点御報告いたします。

はじめに、徳島県公共施設等総合管理計画の概要について、現時点での取りまとめ状況を御報告申し上げます。

お手元に、資料1-1「徳島県公共施設等総合管理計画（案）の概要について〈中間報告〉」と、資料1-2「徳島県公共施設等総合管理計画 概要（案）」の2種類をお配りさせていただいておりますが、資料1-1に主な内容を取りまとめておりますので、こちらの資料で御説明いたします。

まず、「1 基本認識」でございますが、公共施設の長寿命化対策が全国的な課題となる中、徳島県としては、課題解決先進県として、引き続き戦略的に長寿命化への取組を実行していく必要があり、そのための行動計画となる総合管理計画を強力に推進し、県民の安全安心を実現していきたいという基本スタンスを記載いたしております。

次の「2 計画期間」では、総務省指針に沿って、平成27年度から36年度までの10年間にしたいと考えております。

「3 施設類型」につきましては、庁舎をはじめとする公共建築物（ハコモノ）が5類型、道路をはじめとする土木等施設（インフラ）が12類型、計17類型で体系化するとともに、その現況につきましては、例示として庁舎と橋梁を掲げておりますが、それぞれ御覧のとおり、今後、急速に老朽化が進んでまいります。

そこで、計画の推進に向け、五つの数値目標を設定したいと考えております。

まず一つ目は、長寿命化の年数目標として、これまでより一世代以上長寿命化させるという、ハコモノ・インフラ共通の数値を掲げるものです。

二つ目は、既存ストックの有効活用件数について、これまでの取組とあわせておおむね2倍以上を目指そうとするものです。

三つ目は、PFI等の導入件数について、これまでの導入件数とあわせておおむね3倍以上を目指そうとするものです。

四つ目は、目標1から3までの取組を重ねることにより、今後必要となる行政コストのおおむね2割以上縮減を目指すものです。

五つ目は、この計画の推進を図るための体制づくりとして、下位計画となるすべての個別施設計画を今後5年以内に策定すること、また、公会計制度及び固定資産台帳の導入を見据えた公共施設等のデータベースを今後3年以内に構築することを掲げてまいります。

この五つの数値目標設定に向け、今後、作業を進めてまいりたいと考えております。

また、このような目標達成に向けた取組の基本方針といたしまして、まずは今後とも不断の公共施設のあり方見直しを行うとともに、対症療法型から予防保全型の維持管理への転換、維持管理に当たっての環境負荷の低減や新しい技術の導入、そして、県民の新たなニーズにしっかりと対応すること、さらには、計画の策定・推進に当たっての市町村への支援を明記してまいりたいと考えております。

今後、本委員会での御論議を踏まえ、12月定例会後にパブリックコメントを実施するなど、年度末の計画策定に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針についてでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

経営戦略部では、人口減少や国土強靱化といった社会構造の変化にしなやかに順応できる強靱な県庁を実現するため、県庁強靱化の4本柱と銘打ちまして、四つの重要施策に取り組んでまいります。

まず、1本目の柱といたしまして、より魅力的に県を発信いたします。

「OUR徳島」や「週刊あわのかわらばん」といった広報媒体のデザイン等を刷新し、県民の皆様により興味を持っていただくよう工夫するとともに、共通コンセプト「vs東京」をはじめとする各施策のPR強化や、本県発のOSS製品の普及拡大に努めるなど、より魅力的に本県を発信してまいります。

次に、2本目の柱といたしまして、より多角的に人財を育成・活用いたします。

今年度、新たにスタートさせたテレワーク推進事業について、モバイルワーク、県庁版サテライトオフィス、育休取得者の職場復帰支援の三つの実証実験をより一層進化させ、職員のワーク・ライフ・スタイルに応じた多様な働き方ができるよう、在宅勤務実証実験をはじめ、テレワークの更なる推進を図ってまいります。

また、共通コンセプト「vs東京」のスピリット醸成や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の意識改革を目指した研修を充実してまいります。

続きまして、3本目の柱といたしまして、より機能的に施設を運用いたします。

全国的に喫緊の課題となっております公共施設の老朽化対策にいち早く取り組むべく、9月補正予算におきまして県有施設を対象とした長寿命化モデル調査事業を議決いただいたところです。

来年度以降におきましては、施設類型ごとの長寿命化実施計画を順次策定し、スピード感を持って適切な予防保全を進めるとともに、エネルギーマネジメントを一元化するなど、コスト削減・省エネの実現も視野に入れた、より機能的な施設運用を行ってまいります。

最後に、4本目の柱といたしまして、より強固に情報を管理いたします。

南海トラフ巨大地震等の災害時における業務の継続性を確保するため、本庁舎と外部のデータセンターに構築いたしました庁内クラウドの実効性を高めるべく、来年度は、庁内クラウドの災害対策運用訓練を実施し、災害に強いシステム整備を進めてまいります。

また、情報システムネットワークのセキュリティ対策が重要視されていることから、サーバー室の管理体制の強化を行い、より強固な情報管理体制の整備に努めてまいります。

以上、県庁強靱化の4本柱を着実に推進し、経営戦略部が県庁全体をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

これらが、平成27年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針でございます。

経営戦略部の報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

犬伏監察局長

続きまして、監察局から平成27年度に向けた監察局の施策の基本方針について、報告させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

監察局といたしましては、資料の左右それぞれの冒頭に記載しておりますとおり、公平・公正な行政を推進するための取組と、県民の意見等を施策に反映するための取組の二つを基軸として、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、資料の左側でございますが、1点目の監察業務の推進につきましては、職員の適正な職務執行を確保するため、定期監察や随時監察を引き続きしっかりと推進し、その結果を制度所管課との連携のもと、更なる制度改善へと結びつけていくとともに、公益通報制度について、職員に一層の周知を図り、できるだけ早期の相談や通報につなげてまいりたいと考えております。

2点目は、団体に対する検査の充実でございますが、まず、農林水産団体等に対しまして、信用事業や共済事業に重点を置いた検査や、早朝検査の回数を増やすことなどにより、一層効果的な検査を実施するとともに、現在実施しております団体の監事に対する研修会に加え、要請に基づく出前講座も実施し、団体の内部チェック機能の強化を図ってまいります。

また、公益法人の検査におきましては、公益法人の県での各指導担当課職員に対する研修会を実施し、検査の更なるスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

次に、資料の右側でございますが、1点目の県政運営評価戦略会議による評価につきましては、第三者評価機関である県政運営評価戦略会議において、県行動計画の評価について、より効果的で効率的な方法を検討・推進することにより、事業の見直しや新たな施策の展開等につなげてまいります。

2点目の県民からの意見・提言の活用につきましては、「とくしま目安箱」などに寄せられた県民の皆様からの御提言等をしっかりと受け止め、事業や施策への積極的な反映に努めるとともに、パブリックコメントシステムの一部改修も行いたいと考えております。

監察局からは、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

安芸会計管理者

続きまして、出納局から御報告いたします。

お手元の資料4、平成27年度に向けた出納局の施策の基本方針を御覧ください。

平成27年度におきましては、適正な公金管理、公平・公正な工事検査などの出納局の基本業務に加え、未収金の更なる削減、会計事務の効率化、工事検査の機動力アップの3点を重点事項として取り組んでまいりたいと考えております。

まず、Ⅰの未収金の更なる削減につきましては、県税や貸付金など、全庁的な未収金対策を推進していくため、昨年度、副知事をトップとする未収金対策委員会を設置し、未収金削減計画を策定の上、取組の強化を図ってまいりました。

この結果、平成25年度決算において、約2億円の削減が図られ、未収金総額は50億800万円となり、過去10年間で最小の未収金とすることができました。

今後におきましては、未収金総額50億円未満の早期達成に向け、組織的な取組や法的措置の実行、職員研修の充実に努め、更なる未収金の削減に取り組んでまいります。

次に、Ⅱの会計事務の効率化につきましては、大規模災害時においても公金の安定供給を継続できるよう、財務会計システムのバックアップセンターの設置や電子決裁機能を追加し、訓練を実施することにより、災害対応力の強化を図ってまいりました。

平成27年度におきましては、災害時対応の電子決裁機能を更に進化させ、平時における会計事務の電子化に向けて実証実験を進めてまいります。

現在、普通会計の支出につきましては、財務会計システムで処理しておりますが、決裁については、すべて紙媒体で行っており、庁内外の各事務所と決裁ごとに書類を移動させております。

このため、添付書類が少なく、定型的な取扱いが可能な物品購入を対象に、電子化の実証実験と検証を行い、会計事務全体の効率化と業務改善につなげてまいりたいと考えております。

最後に、Ⅲの工事検査の機動力アップにつきましては、工事検査の効率化や工事成績評定の改善を進めていくため、工事検査管理システムを導入するとともに、機動力の向上に向け、現在、検査現場におけるタブレット端末を活用した実証実験に取り組んでおります。

平成27年度におきましては、実証実験の成果を踏まえ、工事検査にタブレット端末の活用を定着させ、一層の事務の効率化を図りますとともに、各部局と連携を図り、工事現場へのモバイルワークの本格導入につなげてまいります。

以上、3点を通じまして、関係部局の業務を支援してまいりたいと考えております。出納局からの報告は、以上でございます。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。
それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは、事前委員会で少しお話ししておりました57億円の補正予算について、今年度中に使われることが難しいということで、実際に使われるお金は幾らですかとお尋ねしました。調査結果のほうをお願いします。

秋川財政課長

12月補正予算につきましては総額約57億円でございますが、今年度内にどの程度執行できるのかとの御質問でございます。

事前委員会のときと一部繰り返しになりますが、県の予算と申しますものは、年度内執行が原則でございます。今回の12月補正予算（案）に計上いたしました事業につきましても、基本的には年度内執行を目指して進めてまいりたいと、私も含め、各部局ともどもの総合的な意見でございます。

そういうことからいたしますと、今回の補正予算（案）をお認めいただけましたら、直ちに入札に向けた手続をとるとか、関係市町村との執行に向けての打合せのスピードアップなどを通じまして、可能な限り早期執行に努めていくことが基本的な答弁となるかと思っております。

ただ、これも事前委員会のときに申し上げたのですけれども、工事系のもの、それから市町村を通じた施設整備系につきましては、例年、諸般の事情によって私どもが予定していないものが発生することも多々あります。そういうものについては、一部予算が繰越しになる可能性は否定いたしません。全部局ともなるべく早期執行に図るよう努めてまいりたいと思っております。

岸本委員

そう可能性もあると思いますが、委員会ですので、もう少し誠意を持って調査してほしいと思います。財政課は知らないというのであれば、私のほうも機能的な質問になると思いますが、まず、児童福祉施設整備事業については、57億円のうちの7億円が繰り越すと。

それから、地域医療提供体制17億8,000万円の積立金、それからその下の総合確保基金15億円も今年度使われるのですか。基金として積み立てるだけですか。今、私が聞いたことに対して個別に答えていただけますか。

秋川財政課長

多分、これについては担当部局からも説明があったかと思いますが、約7億円の児童福祉施設整備事業につきましては、今回の予算要求とともに、全額明許繰越という措置をとらせていただいております。これは、国の交付金により造成いたしました安心こども基金を財源としておりまして、市や町が実施する保育所等の施設整備に補助するもの……

（「繰越なら繰越だけでいい。あと、基金も」と言う者あり）

わかりました。基金につきましても、まずは地域医療介護総合確保基金の積立金を積み立てた上で、そのうち基金事業として執行しております。

（「3月末までですか」と言う者あり）

先ほど申しましたように、例えば、機器の導入や施設の整備などについては、相手方である市町村や医療団体等の進捗によって遅れるものはあると思いますが、県としては基金として計上した以上、なるべく速やかに執行してくださいということで、私自身も各部局に確認していきました。現時点でどれぐらいの数量が上がるかわかりませんが、12月補正として組んでおりますので、なるべく早く執行していきたいとお話でございます。

岸本委員

基金が使われるときにも話が出てくると思うのですが、今言っただけで32億円と。だから、40億ぐらいは繰り越されるのではありませんか。繰り越されるというか、県庁の中での移動ではなく、置かれているだけだと。委員が聞いていることに対し、これはこうなると、こういう見通しですと、本当に誠意を持ってお答えできないのであれば、資料全体の信頼性が欠けます。少し苦言を申し上げます。安全・安心の確保や少子化対策などの喫緊の課題に切れ目なく対応するというのであれば、今年度は今の40億円から幾ら使うのかわかりませんが、残りの17億円は災害対応ではありませんか。だから、県の発信が先ほどの方針にもありましたけれども、進化させていくと。県民から、県の発信というのはよくわからないとの声がありますので、県が経済対策を急遽組んでいることに対して信頼性が問われないのかなということで、お尋ねをしました。できる限り言葉を正確に使っていただきたいと思います。

なおかつ、来年度の予算は骨格予算になると思いますが、消費税がアップして、その後の対策を本当に切れ目なくしていこうとするのであれば、2月もしっかりとした予算を組まなければならないと思っておりますので、苦言も含めて要望させていただきました。

秋川財政課長

1点だけ、少し説明する場所が必要かと思ひまして、あえて説明させていただきます。

地域医療介護総合確保基金の積立金については、約17億8,000万円を計上しておりますが、それが原資になりまして、実際の地域医療介護総合確保基金の事業を15億円執行するものでございます。ですから、あくまでも基金というのは積み立てたお金ですので、予算上、翌年に基金として、その差額の約2億4,000万円を繰越しという形で残っていきます。

先ほど申し上げたとおり、事業の15億4,600万円については、早期執行を図ってまいります。

ただし、やはり相手方のいることで、これをそれぞれに割り当てていき、県が急いで執行してくださいと言っても、相手方の工事進捗や発注の手間、スケジュールの管理がおくれ、仕方なく執行する場合も出てくるといった内容となっております。

もう一つ、公共施設の災害復旧につきましても、議決を頂いたら直ちに入札をして、業者を決めて執行することで、各部局とも準備を進めております。

ただ、いろいろな土地の問題であるとか、資材の問題で県のほうが進めようと思っても、なかなか工事が進捗しないことも、これまでのことを考えると多々あります。ですので、それについてどれぐらいの見込みがあるのかというお話については、業者との話の上で進めていくこととなりますので、私どもが早期執行を図っていくという気持ちについては、御理解いただければと思います。

岸本委員

わかりました。積立金の17億8,100万円のうち、15億4,600万円が使われるという説明ですね。ですから、二重に膨らんだ予算になっていることは確かです。17億円をいったん移して、その中から15億円使いますと。それを足して30億円と言っていることとなりますと、真水ではないという話です。15億4,600万円に対し、相手方がいるのはよくわかりません。

事前委員会から今日までたくさん時間があつたわけですから、相手方がいるからわかりませんというのではなく、相手方に確認して、どれくらい使うのかということを実態に把握して、この場で報告してほしい。福祉のほうに電話して、どれくらい使うのですかと聞いてもいいかもしれません。全額使いますと言うかもしれない。全額使うのなら使うということで結構ですし、数字を知りたいと言っているわけですから、確認すれば済む話だと思います。この問題については、これで結構です。

次に、公共施設等総合管理計画の概要に関して説明していただきましたが、これも少しわかりづらい表現等々がありますので、中身について説明していただきたい。

まず、目標1のプラス世代以上ということ、もう少しわかるように説明してほしい。どういうことを意味しているのか。もう一つ、目標4の長寿命化に伴う行政コスト縮減については、2割以上縮減と書いていますが、今後、予算が2割以上付かないということなのか、どういうことを意味しているのか、わかるようにお願いします。

平井行政改革室長

ただいま、公共施設等総合管理計画の中間報告させていただきまして、数値目標に関して2点ほど御質問を頂いております。

まず、目標1のプラス世代という概念についてでございます。

御承知のとおり、公共施設につきましては、いわゆる箱物等建築物でございますとか、橋梁、トンネルというインフラと、様々な種類のものがあるところでございます。それぞれ特性が違っておりますので、確かに個々の長寿命化できる年数については異なる部分もありますが、県庁一本の計画である公共施設等総合管理計画においては、できるだけくくりで長寿命化の数値目標を設定して、県庁を挙げて施設の長寿命化をしていくということで、プラス世代という概念を持ち込ませていただいたところでございます。

世代の部分でございますけれども、親子、孫など、それぞれの世代があるわけですが、およそ代替わりというのは25年から40年ぐらいではなかろうかと思っております。例えば、建築物で申し上げますと、これまで県庁全体で見ますと、大体40年程度で建物の更新、いわゆる建て替えがなされておりました。現在、建築学会のデータを見ますと、65年は延ばすことができるということでございます。そういったことから、プラス25年ということで、建築物についてはプラス世代いけるのではないかと考えているところでございます。

もう一点の行政コストに関する数値目標でございます。

私どもでは、公共施設等総合管理計画、いわゆる施設の長寿命化を進めるに当たりまして、賢く長く使うということで、なるべく安いコストで長く使うという両面を追いかけていく必要があると考えているところでございます。コストには、点検・診断・維持管理・修繕・更新等もろもろの経費を見込んでいるところでございます。約2割減という概念でございますけれども、今後40年を考えたとき、これまでどおりの維持管理をした場合と、もう一方で様々な長寿命化措置を講じた場合の二つを比較シミュレーションしたところ、長寿命化した場合のほうが20%程度減らすことができるという数字も出てきておりますので、これを参考に案として掲げさせていただいているところでございます。

岸本委員

なかなか一言で言えないのかもわかりませんが、例えば、道路が少し壊れたから補修するのではなく、抜本的に改善することによって、40年間の維持管理に係るお金を長寿命化により長期的に維持管理コストが縮減できるという意味なのかなと思います。ここ30年以内に南海トラフの巨大地震が70%の確率で発生すると言われていますが、耐用年数が四、五十年あるから、四、五十年の中で平準化して、維持補修をしていく考え方なのか、一気に進めてしまう考え方なのでしょうか。それから、来年度の維持管理費については、前年度比20%以上、いや倍以上掛かりますといった試算になっているのか、その辺はどうか。

平井行政改革室長

岸本委員から、2点、御質問を頂いております。

まず、行政コストの縮減に関して、今後何年程度を見渡して、これを進めようとしているのかという点でございます。

今、2割の設定について御説明申し上げるとき、今後40年ということも申し上げたところでございます。これは、いわゆる箱物施設については、これまで40年で建て替えてきた実績がございますので、それを念頭に置きまして、今後40年では果たしてどうなのかということの設定したものでございます。

つまり、各施設、建物単位で見ましたら、それぞれの抜本の見直しや修繕については異なっておりましてございますけれども、今後40年間においてトータルで2割削減できるように、毎年度の積み重ねを行っていききたいとのことでございます。

次に、来年度の予算に関してでございます。

御承知のとおり、今、来年度に向けての予算編成作業の真ただ中という状況でございます。今年度に総合管理計画を策定いたしまして、来年度以降、この計画をどんどん推進していく年に当たってまいりますけれども、まずは総合管理計画の下位計画である17類型の個別施設計画を作っていく必要があると考えております。

今回の数値目標にも、これを5年以内には作りたいということで案を掲げさせていただいております。これに係る経費について、まずは予算計上できるように要求しているところでございます。

岸本委員

計画がすべて出てきてからという話になろうかと思いますが、基本的な考えとしては、長寿命化対策をすれば40年間で使う経費が2割減り、それを前倒しで全部行ってまいりたい。ここしばらくは、橋梁や道路、トンネルの維持管理を前倒しで行っていききたいのか、年度ごとの計画で行っていききたいのか、どちらですか。例えば、PFIで実施した場合、毎年出ていく県債にしても、償還で平準化していきますから、お金の話は別としまして、前倒しで直していききたいのか、40年間均等にしていきたいのか、その辺の基本的な方向はどちらですか。

平井行政改革室長

今後、集中的に実施するのか、それとも平準化するのかとの御質問でございます。

総合管理計画の策定趣旨でございますけれども、各施設の長寿命化を戦略的に実施することが基本概念としてございます。その上で、これ以上に経費が掛かる分も出てこようかと思っておりますけれども、できるだけ単年度に突出した額にならないように、平準化が図れるような戦略的な計画が出来たらという考えがございます。

その一方で、各施設については建設した年度がそれぞれ異なっておりますので、どうしても重なってくる、施設ごとに適切な修繕の時期、大規模改修の時期が出てこようかと思っておりますけれども、できるだけ財政負担のことも考慮いたしまして、計画的に平準化できるよう取り組んでいるところでございます。

岸本委員

お金を平準化して、将来の負担を回していこうと。お金を年度ごとに平準化しようというのもよくわかります。

お金の問題ではなく、実際に直す、長寿命化する時期を前倒しするののかということでお尋ねしました。平井室長のところでは答えられないのではないかと感じております。まず前段階として、皆さん方の経営戦略部で答えられるかどうかわかりませんが、総論のところに、「そのため、人口推移・構造の変化や財政負担を踏まえて将来ニーズを見通し」ということで、各部局に方向性を打ち出していますか。政策創造部から出ているのであれば、それでも結構です。ニーズという言葉を書いていることに対し、各部局で勝手に考えていいというのか、県庁として方針を出しているのか、それについてはどうですか。

平井行政改革室長

将来ニーズについての全庁的な検討に関する御質問でございます。

総合管理計画の作成に当たりまして、庁内組織を立ち上げております。各部局からメンバーが集まっているわけでございますけれども、検討に当たりまして大前提となりますのは、今日の中間報告にもございますけれども、今後、17類型に分けて個別施設計画を作ってまいりたいと考えているところでございます。全部局にわたっているものでございますけれども、それぞれの部局でこれまで積み重ねてきた再編・統合についての議論はございます。

御承知のとおり、教育委員会や警察本部、県営住宅などもそういったところがございます。それを生かしながら、今後のことについても定めていくと。その内容につきましては、来年度以降、5年以内に策定いたします個別施設計画の中でしっかりと記載してまいりたいと考えているところでございます。

岸本委員

最後になりますけれども、7番目に市町村に対する支援ということで出ていますが、市町村に対する財政的な支援も考えていますか。

平井行政改革室長

市町村支援についてでございます。

こちらにつきましては、市町村は総合管理計画を策定する際の財政的支援につきまして、関係団体と連携した支援制度のメニュー化を考えていると聞いているところでございます。

岸本委員

以上で終わりますが、これは案ということでございますので、私が質問したことが正しいかどうかわかりませんが、是非とも参考にさせていただけるのであれば参考にさせていただきたいと思っております。

要は、将来の徳島像を十分検討していただいて、それに基づいてこの計画を各部局に流していただきたい。そのことを検討するといったらおかしいですが、方向性を出すのはこの部局ではないと思いますので、逆に、皆さんのほうからそういうものを明確にしてもらわないと作業が進まないということを上に上げていただきたい。皆さん方も入ると思いますが、皆さん方のところだけで決められるものではないので、逆にしかるべき部局、しかるべき立場の方に対し、どのような方向で進むのか聞いていただかないと、我々も検討する土壌が小さくなる。ある程度の前提条件を明確にしていきたいと思います。今後、どういう観点で進んでいるかといった、一歩進んだ議論を進めたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、
議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時52分）